

---

# 第1章 団体事務局事務に係る基本方針策定の背景と基本的な考え方

---

## 1 団体事務局事務に係る基本方針策定の背景

四條畷市（以下「本市」という。）が事務局事務を担っている各種団体（以下「団体」という。）は、市の事業を補完することを目的に設置された団体、関係機関との連絡調整を行うことを目的に設置された団体など、それぞれ設置目的は異なるものの、これまで様々な分野で本市と連携し、各種施策等の推進に貢献してきました。

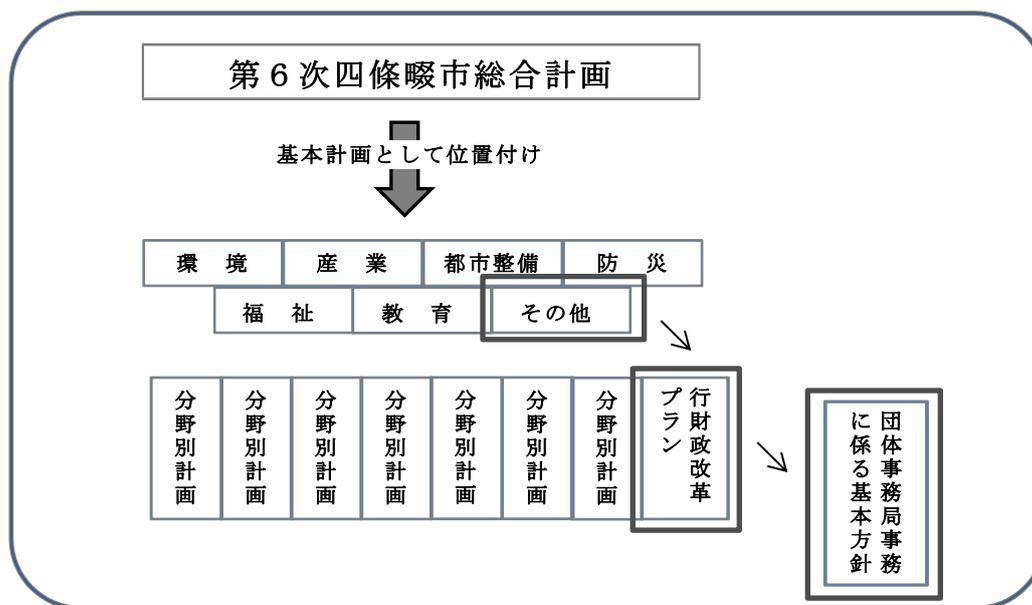
これらの団体のなかには市主導のもと設置されてきたものもあり、団体活動の企画立案を始め、総会等の運営、予算の収支管理など様々な事務について、本市職員が行ってきました。しかし、社会を取り巻く環境が変化するなかで、本市の各種施策をより効果的・効率的に推進するためには、団体が持つノウハウやネットワークを活かした、自主的・自立的な活動の一層の促進、創造性の発揮が必要となります。

また、本市の財政状況が依然として厳しいなか、「地方分権改革」のもと、様々な権限が委譲され責務が年々増えています。こうした状況のなか、限られた財源と職員で多様化する市民サービスや行政課題に速やかに対応するとともに、さらなる公共サービスの充実を図るためには、これまでの団体の事務局事務の在り方についても見直す必要が生じています。

「**団体事務局事務に係る基本方針**」（以下「本方針」という。）は、これまで市が事務局事務を担っている団体について、今後の事務局事務の在り方を検討するにあたっての基本的事項を定め、団体の自主的・自立的な活動の促進と効果的・効率的な行政経営の確立を目的に策定するものです。

## 2 基本方針の位置付け

本方針は、市の最上位計画である「第6次四條畷市総合計画」（平成28年3月策定）を実現するため平成30年1月に策定した「第2次四條畷市行財政改革プラン」において、生産性の向上を趣旨とした業務の最適化をめざす実施項目として掲げられた取組です。



## 3 取組期間

本方針に基づく取組期間は、原則、「第2次四條畷市行財政改革プラン」の計画期間である令和2年度までとし※、団体を所管する各所管部局においては、平成30年度中に本方針に基づき各団体の事務局事務の在り方について検討を行った上で、各種団体と調整を図り、以降、順次実施していくこととします。

なお、進捗状況については、「第2次四條畷市行財政改革プラン」の進捗状況として、公表します。

| 取組内容          | 平成30年度下期 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------|----------|-------|-------|-------|
| 事務局事務の在り方の検討  | →        |       |       |       |
| A 事務局事務の移管    |          | →     |       |       |
| B 事務局事務の段階的移管 |          | →     | →     | →※    |
| 人的支援          |          | →     | →※    |       |

※事務局体制の整備・充実に必要な期間が1年間で足りない団体においては、事前協議を経た後に1年間の延長を可能とする。

## 第2章 現状と課題の整理

### 1 団体事務局事務の現状

本市を取り巻く状況が依然厳しいなか、限られた職員で様々な業務を担っています。平成29年度に実施した事務時間の調査では、団体事務局事務に係る時間は約24,700時間/約954,000時間（総事務時間）でした。事務局事務に類する業務や、把握できていない団体の時間も含めるとさらに多くの時間を費やしていると考えられます。

### 2 対象となる団体

現在把握している、市職員が事務局事務を担っている団体は109団体です。

[参考：部局ごとの対象団体]

(平成31年1月現在)

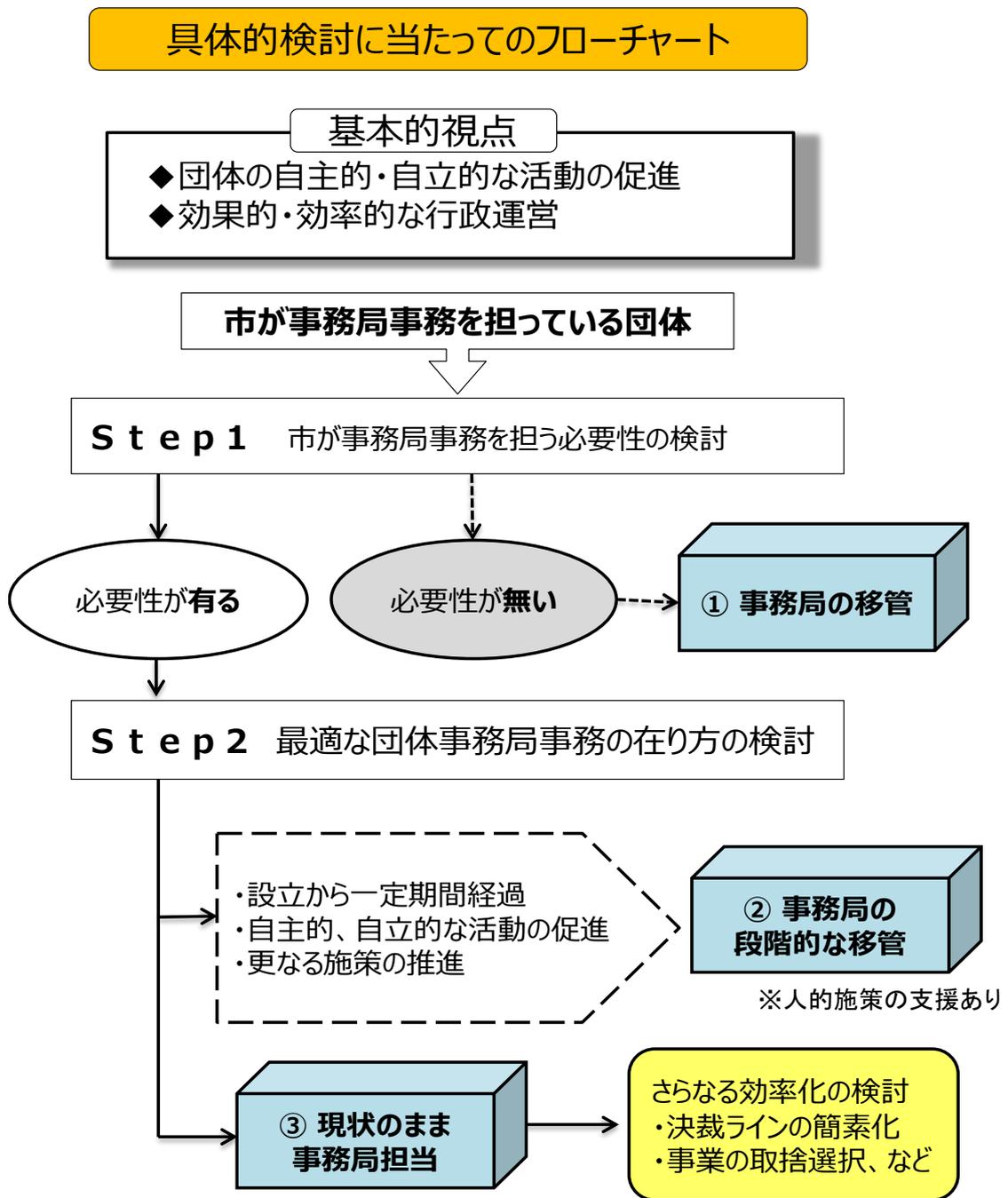
| 部局名         | 団体数 | 部局名         | 団体数        |
|-------------|-----|-------------|------------|
| 議会事務局       | 4   | 田原支所        | 2          |
| 総合政策部       | 6   | 会計課         | —          |
| 総務部         | 4   | 教育部         | 36         |
| 市民生活部       | 22  | 農業委員会事務局    | —          |
| 都市整備部       | 18  | 行政委員会事務局    | 1          |
| 子ども未来部      | 6   |             |            |
| 健康福祉部・福祉事務所 | 10  | <b>団体総計</b> | <b>109</b> |

※「—」：対象団体なし

# 第3章 見直しの方向性

## 1 具体的な検討の手順

団体の事務局事務の具体的な検討については、下記フローチャートにより所要の検討を行うこととし、『団体の自主・自立的な活動の促進』と『効果的・効率的な行政経営の確立』といった基本的視点に基づき適正な団体の事務局事務の在り方について検討します。



## Step1. 市が事務局事務を担う必要性の検討

行政とは別組織として設立された団体の事務局事務は、本来団体自らが担うことが望ましいことから、市が事務局事務を担当しなければならない積極的な必要性について検討します。

### 必要性の有無

以下に掲げる基準に基づき、市が事務局を担う必要性が無いと判断したものについてはA事務局を移管します。

#### [主な判断基準]

- ① 事業の効果について公共性・公益性がみとめられない
- ② 設立目的が達成されているものや設立意義が希薄化している
- ③ 事務局事務を担うこととなった経過が不明確である

## Step2. 最適な団体事務局事務の在り方の検討

前段 Step1での検討結果を踏まえた上で、本市が事務局事務を担う必要性が有ると判断した場合について、それぞれの最適な団体事務局事務の在り方について検討します。

### 最適な団体事務の在り方

市の施策等により、本市が事務局を担うことが効果的であると認められる場合には、市と団体が連携・協働していくことが必要ですが、行政が団体事務局を担うことは団体の自主性や自立性を阻害するばかりでなく、団体自体の存在意義の希薄化などを招く要因ともなります。

このことから、市が事務局事務を担う必要性があると判断したものの、以下の基準に基づくものについては**C現状のまま事務局を担当**し、それ以外は、団体の自主・自立化や発展が望まれると判断し**B事務局を段階的に移管**します。

#### [主な判断基準]

- ① 法律・条例等で市が事務局を担うことが明記されている
- ② 行政事務遂行上の必要から、本市が主体となって活動している
- ③ 本市の事業と密接に関連しており、事務局移管により市民生活に多大な影響を及ぼす

なお、事務局の移管に当たって課題がある場合は、必要に応じて後述する人的支援策の是非を検討します。

## 2 事務局移管にあたっての課題への対応

団体の事務局を移管する際は、移管先における新たな事務局体制の整備・充実が必要となり、団体の規模や構成員の状況等によっては、人的な課題が想定されます。

これらの課題について、令和2年度末までの取組期間内における円滑な事務局の移管に集中的かつ積極的に取り組むため、以下の支援を行います。

### 人的支援策

新たな事務局体制の整備・充実に必要な期間として、1年間の経過措置を設け、引き続き市職員による一定の人的支援策（団体の事務局事務への従事）を実施します。

※引継ぎ期間が十分確保され、全ての事務が短期間で速やかに完全移管が可能な場合は、人的支援策は行わないこととします。

※事務局体制の整備・充実に必要な期間が1年間で足りない場合は、事前の協議を経た後に、さらに1年間の延長を可能とします。

今回の見直しは、団体の自主的・自立的な活動がこれまで以上に促進されることはもとより、それによる団体の自己責任に基づいた創造力の更なる発揮についても目指すものです。

このことから、見直しに当たっては、団体の理解と協力を得ることが必要不可欠であり、各所管部局は団体に対し本方針の趣旨を十分に説明するとともに、今後の適正な事務局事務の在り方について協議を行っていくこととします。

---

## 第4章 今後の団体の事務局事務にあたって

---

### 1 今後の団体の事務局事務にあたって

団体の事務局事務の見直しについては、今回の取組期間で終了するわけではなく、各所管部局において今後の社会経済情勢の変化を鑑みながら、現状の事務局事務についても継続的に見直し、団体に対する最適な行政関与に努めていくこととします。

また、今後新たに団体を設立しようとする場合においても、既述の考え方を十分に踏まえ慎重に判断するとともに、次の点については特に留意する必要があることから、別紙「団体設立のチェックシート」により設立の必要性を判断していきます。

- ① 事務局事務の実施の是非について、本方針に基づき慎重に検討すること
- ② 行政と団体の役割分担の範囲を明確にすること
- ③ あらかじめ終期時期を設定すること

(別紙)

団体設立のチェックシート

| 団体名称           | 所管課          |
|----------------|--------------|
| 1 設立の目的および活動内容 | 公平性・公益性の有無   |
|                | 有 ・ 無        |
| 2 市の施策との関連     | 市の施策との整合性    |
|                | 有 ・ 無        |
| 3 構成員          | 市が主体となっていく必要 |
|                | 有 ・ 無        |
| 4 事務局事務を担う根拠   | 根拠の明確化       |
|                | 有 ・ 無        |
| 5 事務局事務の内容     | 事務分担の適正性     |
|                | 有 ・ 無        |
|                | 事務分担の明文化     |
|                | 有 ・ 無        |
| 6 終期の設定        | 設定の有無        |
|                | 有 ・ 無        |